最終更新日：2019年6月27日

日産東京販売ホールディングス株式会社
代表取締役社長　竹　林　　彰
問合せ先：法務・広報・IR部　03-5496-5234
証券コード：8291
https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営責任を適切かつ安定的に果たすため、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の根幹として位置づけ、誠実かつ公正な企業活動を遂行しております。また、当社取締役会で決議した「内部統制システムに関する基本方針」に則り、当社グループ全体の業務の適正性を確保し、企業統治の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳
信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家持株比率や外国人持株比率を勘案し、議決権の電子行使、招集通知の英訳とも実施しておりませんが、今後、機関投資家持株比率や外国人持株比率が大きく増加した場合には、議決権電子行使プラットフォーム等の利用や株主総会招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則3－1－2】英語での情報開示・提供
今後、外国人持株比率が大きく増加した場合には、合理的な範囲内において英語での情報開示・提供をすることを検討してまいります。

【補充原則4－1－3】最高経営責任者の後継者計画の策定・運用
当社は、最高経営責任者である取締役社長の後継者については、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしており、その決定においては、より高い透明性や客観性を持たせるために、最高経営責任者である取締役社長から後継者候補を指名・報酬委員会に提案し、十分に審議を行ない、審議結果を踏まえて取締役会で決議することとしています。

上記を除くコードの各原則については実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】いわゆる政策保有株式
当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとし、また、保有の適否を毎年検証し保有合理性のない株式については売却する方針としています。
政策保有株式を保有することの合理性については、資本コスト等を踏まえ他の資金活用と比較して有効か否かの定量的な観点と、業務上の協力関係の強化・維持が可能かの定性的な観点から総合的に検証した上、その結果を取締役会に諮ることとし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資さないと判断した場合は、株式市場の状況なども考慮しながら、売却いたします。
2019年1月に実施した検証の結果、定量的な観点では投資利益率は資本コストを大幅に上回っており全ての保有株式について問題はありませんでしたが、定性的な観点については、業務上の協力関係の強化・維持が可能かの観点で、保有の意義が乏しいと判断した銘柄があり、それらは順次売却することとし、当事業年度はその一部の売却を実施いたしました。また、保有する株式の議決権行使については、発行会社の財務健全性維持や企業価値向上を基準として、議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1－7】関連当事者間の取引
当社が当社の取締役と取引を行う場合は、取締役会での事前承認及び実績報告をすることにより取引の監視を行っております。
また、当社が行う主要株主等との取引は、一般的な取引と同様、所定の決裁規定に基づき承認することとしており、その内容は有価証券報告書において開示しております。

【原則2－6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社グループでは、確定拠出型年金導入会社と確定給付型年金導入会社がありますが、後者においては、年金資産の管理・運用機関として全国日産自動車販売企業年金基金にその業務を委託しています。同基金は、その年金資産の運用の全てを専門機関である資産運用会社へ再委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任していますので、企業年金の受益者と会社との間で利益相反は生じえません。また、同基金は、資産運用会社の運用状況をモニタリングしており、当社は、委託先である企業年金基金が、実際に資産運用を行う各運用機関のモニタリングを適切に行えるよう必要な人材が確保され、また、同基金が適切に運営されているかをモニタリングしています。

【原則3－1】情報開示の充実
1．会社の目指すところ（経営理念等）、経営戦略、経営計画
企業理念、中期経営計画を当社ホームページ、株主通信等において開示しております。
企業理念　　https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/com_2.html
中期経営計画　https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/news/190513.pdf

2．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本方針を、コーポレートガバナンス報告書において開示しております。

3．取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(1) 報酬等の決定に関する基本方針
a. 企業価値向上に貢献できる優秀な経営陣を確保できうる報酬制度とする。
b. ステークホルダーに対し、説明責任を果たしうる公正性・合理性のある報酬内容とする。
c. 経営の監督を担う取締役は、十分な経営監督を行うのにふさわしい報酬内容とする。
d. 業務執行を担う執行役員は、業務執行に対し、強い意欲を持つことが出来、成果・貢献度を反映した報酬内容とする。

(2) 報酬等の決定プロセス
報酬制度については、経営会議に提案し議論した後、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。
また、個別の報酬額については、報酬制度に基づき能力評価及び目標の達成状況をもとに算定した個別の報酬額の提案を指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会は指名・報酬委員会での審議内容を確認のうえ、個別の報酬額の決定を社長に一任する旨の決議を行い、決定しております。

(3) 報酬制度
報酬は、役位ごとの職責に基づき能力を評価し支給する「基本報酬」(固定報酬)と売上・利益等の目標に対する達成度合いに応じて支給する「成果・業績連動報酬」(変動報酬)にて決定しております。
また、取締役(執行役員兼務者を含む。)および監査役の報酬総額は、それぞれ株主総会において決議された範囲内で決定しております。
なお、役員退職慰労金制度につきましては、2004年6月をもって廃止しております。
a. 取締役の報酬制度
　業務執行を行わない経営監督を担う取締役は、「基本報酬」のみの支給としております。
　経営監督機能を十分に果たせる内容とするため、固定額としております。
b. 執行役員の報酬制度
執行役員の報酬は、業務執行に対し、意欲的に業務執行が出来、高い成果や貢献度に繋げられる報酬内容とするため、「基本報酬」及び「成果・業績連動報酬」で構成しております。
また、「成果・業績連動報酬」については、会社業績目標及び個人別業績目標の達成度合いに応じて決定し、その一部は、中長期的な企業価値向上及び株式価値との連動を図るべく、株価と連動させて支給し、役員持株会に加入することになっております。役員持株会の加入口数については強制力のないガイドラインを設けております。
「基本報酬」と「成果・業績連動報酬」の支給比率については、会社業績目標・個人業績目標の目標達成度合いや株価により変動しますが、業績予想数値等の必達目標水準の場合には、社長については「基本報酬」1に対して「成果・業績連動報酬」は概ね0．4程度、それ以外の役員については、「基本報酬」1に対して「成果・業績連動報酬」は概ね0．2程度となっております。
注)取締役と執行役員の兼務者は、執行役員の報酬制度を適用しております。
c. 監査役の報酬制度
　監査役は、「基本報酬」のみの支給としております。
　監査機能を十分に果たせる内容とするため、常勤・非常勤を勘案した固定額としております。

4．取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社では、長期にわたる安定した企業の成長と企業価値向上に取り組んでおります。当社の経営陣幹部・取締役・監査役には、これらを担え、実行できる高い知識・経験・能力を有していることを求めております。
経営陣幹部・取締役・監査役の指名・選任にあたっては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。
最高経営責任者である取締役社長が指名・報酬委員会に提案を行い、審議の後、取締役会に諮り、審議の後、取締役会に諮り、審議・精査を行い、性別・国籍等の個人属性を問わず、経営に関する多様な視点、職務遂行に必要とされる知識・経験・能力を有した適切な人物を指名・選任しております。
また、取締役、監査役または経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令違反等があった場合、その他それぞれに求められる資質に照らして任務遂行が困難な事情が生じた場合は、取締役、監査役については解任案を、経営陣幹部については解任をそれぞれ決定することとしております。

(1) 経営陣幹部・取締役候補
a. 高い人格と見識及び豊富な経験を有し、経営能力に優れていること
b. 経営に関して迅速且つ的確な意思決定ができること
c. 遵法精神に富み、法令及び企業倫理の遵守に徹せられること
d. 職務遂行上、健康面で支障がないこと
e. 経営判断に影響を及ぼす恐れのある利害関係、取引関係がないこと

(2) 監査役候補
a. 法令・行政・財務・会計等に関する高い専門的知識・豊富な経験を有していること
b. 洞察力に優れ、企業経営に関する多様な視点を持ちえていること
c. 当社事業全般に関する理解を有していること
d. 職務遂行上、健康面で支障がないこと
e. 監査に影響を及ぼす恐れのある利害関係、取引関係がないこと

5．取締役会が上記 4．を踏まえて経営陣の幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
株主総会参考書類において、取締役候補者・監査役候補者の全員について個々の指名理由を、取締役・監査役の解任があるときにはその解任理由を開示しております。

【補充原則4－1－1】経営陣に対する委任の範囲
経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議、執行役員を設け、経営の意思決定と執行の分離を図っております。
取締役会は、法令及び定款に定められた事項ならびに「取締役会規程」に定めた当社及び当社グループ会社の重要事項を決定しております。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで、取締役会に貢献が期待できる独立社外取締役の候補者を選定しております。なお、主要株主の業務執行者及び過去10年以内に業務執行者であった者については独立役員とはしておりません。

【補充原則4－11－1】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方ならびに取締役の選任に関する方針・手続
取締役は、当社の経営規模、事業特性、会社を取り巻く環境を総合的に勘案し、独立社外取締役2名を含む7名が現時点では適正な規模と判断

しております。業務を執行する取締役、業務を執行しない取締役ともに、専門分野や経験分野が偏らないよう、性別・国籍等の個人属性を問わず、多様性をもって構成します。その候補者については候補者の知見や人物像のみならず、全体のバランスについても勘案したうえで、取締役会で選任します。
取締役の選任に関する方針・手続については【原則3－1】 4．も参照ください。

【補充原則4－11－2】取締役・監査役の兼任状況
社外取締役及び社外監査役の他社における兼任状況は、毎年、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書に開示しております。
当社の監査役のうち1名は他の上場会社1社の（非常勤）取締役を兼務しておりますが、その他の取締役・監査役の上場会社の役員兼務はなく、その役割・責任を果たすことが可能な体制となっております。

【補充原則4－11－3】取締役会の実効性評価
2019年3月から4月にかけて、すべての取締役・監査役および取締役会にオブザーバー参加している執行役員を対象に、その構成、開催頻度、議題、運営および資料等について「取締役会実効性評価アンケート」を実施しました。その集約結果の概要は以下のとおりです。

当社取締役会は、取締役会が適切に機能しており、概ね良好であると評価しております。前年度の評価において改善すべき事項として挙げられた、新中期経営計画の論議の充実等の課題については、一定程度取り組みを実施していると評価いたしました。また、以下の点を新たな課題として認識を共有しましたので、必要な取り組みを実施し、取締役会のさらなる実効性向上に努めてまいります。
（1）取締役会における事業戦略に関する議論を一層充実するため、当社を取巻く環境について社外役員の理解促進を図ること。
（2）株主視点での論議を深めるため、株主や投資家から当社がどのように見られているかを認識し取締役会で共有すること。

【補充原則4－14－2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社は取締役・監査役に対し次のトレーニングを行います。
（1）就任時講習
　会社の事業・財務報告・組織等に関する必要な知識を講習します。
（2）更新講習
　上記就任時講習の内容のアップデートのための講習を行います。
（3）セミナー・講習等への機会提供・費用負担
　東京証券取引所が推奨する役員向けのｅラーニングをはじめ、会社法等の法令、会計、内部統制、経済情勢や業界動向等、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会を提供・斡旋し、その費用は会社負担とします。

【原則5－1】株主との建設的な対話を促進するための方針
当社は、法務・広報・IR部担当取締役を中心とするIR体制を整備し、必要な情報発信を行っております。また、投資家向けの会社説明会を開催するとともに、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。
また、IRポリシーを取締役会で検討・承認し、公表しております。
https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/ir/policy/index.html

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日産ネットワークホールディングス株式会社	22,656,000	34.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,649,000	9.98
東京海上日動火災保険株式会社	4,640,000	6.96
三井住友海上火災保険株式会社	2,620,000	3.93
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ株式会社	1,470,000	2.20
株式会社アルファ	1,343,000	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,314,000	1.97
株式会社太洋商会	1,173,000	1.76
中央自動車工業株式会社	1,129,000	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	785,200	1.17

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

当社は、日産ネットワークホールディングス株式会社（日産自動車株式会社の連結子会社）および日産自動車株式会社の関連会社であります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、ジャスダックに上場している東京日産コンピュータシステム株式会社を子会社として有しております。当社は同社に対し、上場会社としての独立性を尊重しつつ、リスクの把握等のため、毎月定期的にヒアリングを行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
細田　次郎	他の会社の出身者											
遠藤　健	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細田　次郎	○	フジクス株式会社　特別顧問	フジクス株式会社の経営者としての豊富な経験と幅広い識見をもとに、当社経営全般の監督と助言を通じてコーポレートガバナンス強化に寄与していただいており、当社グループのさらなる成長に貢献いただくため選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

遠藤　健	○	SOMPOケア株式会社　代表取締役社長 元損害保険ジャパン日本興亜株式会社の業務執行者であります。同社は当社子会社と損害保険代理店委託契約および損害保険契約がありますが、同氏と当社の間には特別な利害関係はありません。	損害保険ジャパン日本興亜株式会社及びその関係会社等における企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見並びに自動車業界への深い造詣をもとに当社経営全般の監督と助言を通じてコーポレートガバナンス強化に寄与していただいており、当社グループのさらなる成長に貢献いただくため選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

（設置目的）
･社外役員の知見および助言を活かす
･代表取締役、取締役、監査役、執行役員（以下「役員等」という）の指名･報酬等の決定に関する手続の透明性および客観性を確保する
･取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート･ガバナンス機能の更なる充実を図る

（主な審議事項）
当社の役員等（代表取締役、取締役、監査役および執行役員）ならびに連結子会社の代表取締役に係る以下の事項
･指名の方針と手続
･選解任
･報酬決定の方針と手続
･報酬等の内容（監査役を除く）

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査室7名、監査役4名、監査役室1名であります。内部監査室は、当社及び各事業会社に対して定期的に監査を実施しており、その結果を当社の代表取締役を含む常勤の取締役、執行役員及び常勤監査役を構成員とする内部監査報告会にて毎月報告するとともに、3か月毎に取締役会にも報告しております。また、主要子会社である自動車（新車･中古車）販売会社3社の月次取締役会にて、当社の内部監査室が各社の店舗監査結果を報告しております。内部監査室が行う内部監査報告会での報告事項や当社常勤監査役及び各事業会社の監査役によって定期的に開催されるグループ監査役連絡会での議事内容を、常勤監査役から監査役会に報告し、適正な業務遂行の確保に努めております。
また、当社監査役は、監査役会で策定した監査役監査基準に基づき監査実務にあたっており、原則として毎月監査役会を開催し各監査役相互の意思疎通を図っております。効率的な監査の実施のため、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行っております。当社監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、財務報告に係る内部統制に関するリスク評価等について報告を受けるほか、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。更に、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求めております。
なお、監査役である川口正明氏（社外監査役）は、長年に亘り経理部門、管理部門に携わり、担当役員に就任する等豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伏見　洋之	他の会社の出身者										△			
近藤　勝彦	弁護士													
川口　正明	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伏見　洋之	○	能美防災株式会社　社外取締役 元東京海上日動火災保険株式会社の業務執行者であります。同社は当社子会社と損害保険代理店委託契約および損害保険契約がありますが、同氏と当社の間には特別な利害関係はありません。	東京海上日動火災保険株式会社、同社関係会社および日本地震再保険株式会社における企業経営者としての豊富な経験を有しております。これらを踏まえた識見に基づき的確な監査を行うことにより、当社グループ経営の一層の適正化に貢献いただくために選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
近藤　勝彦	○	弁護士	弁護士として、企業法務をはじめとする豊富な経験を踏まえた法令についての高度な能力・識見に基づき、客観的な立場から的確な監査を行うことにより、当社グループ経営の一層の適正化に貢献いただくために選任しております。また、同氏の所属する弁護士事務所と当社との間において、顧問契約がありますが、人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
川口　正明	○	平成９年10月まで日産自動車株式会社の業務執行者でありました。当社主要子会社は同社と特約店契約を締結し、主力商品を同社から仕入れておりますが、同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。	日産自動車株式会社及びデジタルプロセス株式会社等において、長年にわたり経理部門、管理部門に携わり担当役員に就任する等豊富な経験があるとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらを踏まえた識見に基づき的確な監査を行うことにより、当社グループ経営の一層の適正化に貢献いただくために選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで、取締役会に貢献が期待できる独立社外取締役の候補者を選定しております。なお、主要株主の業務執行者及び過去10年以内に業務執行者であった者については独立役員とはしておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（執行役員兼務者）へのインセンティブの概要は、「【原則3－1】3．取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬は96百万円、監査役に支払った報酬は17百万円であり、合計113百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額又はその算定方法の決定方針は、「【原則3－1】3．取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載のとおりであります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については法務・広報・IR部が、社外監査役については監査役室がサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
酒井　信也	相談役	当社からの要請に応じた助言	非常勤 報酬有	2019/6/21	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1名

その他の事項 更新

相談役の委嘱は、取締役会にて決議しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（業務執行の体制）
取締役会（取締役7名）の下、迅速な意思決定及び権限・責任の明確化を図ることを目的として執行役員制度（執行役員は取締役兼務者4名を含む8名）を採用しており、会社全体の業務執行の円滑化を図ることを目的として、執行役員に関連部署長を加えた経営会議を設置しております。

また、グループ方針の確認・意思統一及びグループの事業活動に関する情報交換を目的として当社の代表取締役を含む常勤取締役、執行役員、常勤監査役及び事業会社代表者をメンバーとした代表者会議を原則毎月開催するとともに、会社業務遂行上必要な社長の諮問事項に関して調査・審議もしくは立案・答申することを目的とする各種委員会を設置しております。

(監査・監督体制)
監査体制としては、監査役(4名)、監査役会、会計監査人及び内部監査室(7名)を設置し、これらが相互に連携することによって実効的な監査を行っております。
監査役の情報収集、資料整備等を補助するため、監査役室を設置し、監査役補助者(1名)を任命することにより、監査業務の効率化を図っております。
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めております。
その他監査機能等の充実に向けたプロセスについては、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおりであります。

(指名・報酬等の決定)
役員の指名については、取締役会において、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」に記載した、「[原則3－1]4.取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に則り、「[補充原則4－11－1]取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方ならびに取締役の選任に関する考え方」も踏まえて、公平・公正に行っております。なお、監査役候補者については監査役会の同意を得ております。
報酬等の決定については、「[原則3－1]3.取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載のとおりであります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行の決定と監督を行う取締役会から独立した監査役及び監査役会が監査を行うことにより、牽制機能の実効性を確保することを目的として、監査役及び監査役会設置会社としております。
その他現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由については、上記「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送に先立ち、当社インターネットホームページおよびTDnetに株主総会招集通知の早期掲載を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主の総会出席機会を増やすこと等を目的として集中日を回避しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知等を掲載し、株主総会の活性化及び議決権行使の円 滑化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社ホームページに「IRポリシー」として掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社はホームページにIR情報 https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/ir/index.htmlを設け、決算短信、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIR担当役員は法務･広報･IR部担当役員であります。また、担当部署は、法務･広報･IR部であり、担当主管をIR事務連絡責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については、当社「企業倫理規程」の中に明文化されておりま す。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	主要3販売会社において、日産グリーンショップ認定を受け、環境統括責任者･環境事務局を配置し、確立された責任体制のなかで、使用済み自動車や廃棄物の適正処理、環境設備管理、お客さまに環境への取り組みの紹介を行うなど、グループを挙げて積極的･能動的な取り組みを行い、社会･環境問題をはじめとするサスティナビリティを巡る課題に対応しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループ全体の業務の適正性を確保し、企業統治の強化を図るため、次の基本方針を取締役会で決議し、内部統制システムを構築しております。

内部統制システムに関する基本方針

1．当社の取締役等および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
⑴ 当社グループの企業理念に基づいて制定された「日産東京販売ホールディングス企業倫理規程」の実践を通して、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
⑵ 内部監査部門として執行部門から独立した「内部監査室」を設置し、当社および子会社の各部・各拠点に対する定期監査および臨時監査を実施する。当該監査結果は全て、代表取締役を含む常勤の取締役および監査役等をメンバーとする内部監査報告会（原則毎月開催）に報告するとともに定期的に取締役会に報告する。
⑶ 内部統制システムの構築において重要視されるコンプライアンスの推進に当たって、その中核をなす機関として「コンプライアンス・賞罰委員会」を設置する。コンプライアンス・賞罰委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス事案の分析および賞罰案・再発防止策等の検討を行うとともに、当社グループ社員が遵守すべきコンプライアンスの根幹となる倫理規程、行動指針に則り、グループ全体への啓蒙教育、水平・垂直展開を推進することでコンプライアンスの浸透、定着を図る。
⑷ グループ社員からの内部通報・提案窓口として、当社内に「ＮＴＨイージーボイス」を、外部の第三者機関に「ＮＴＨコンプライアンスホットライン」を、それぞれ設置する。
⑸ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社グループは、「日産東京販売ホールディングス企業倫理規程」において、行動規範、行動基準を示し、反社会的勢力に対しての利益供与はせず、不当な要求を受けた場合、毅然として対応し、一切関係を持たないことを掲げている。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、当社の主管部署では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めている。
⑹「開示委員会」を設置し、逐次開催し審議を行うことにより当社および子会社の会社情報を適時・適切に開示する体制を確立する。

2．当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役等の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じて、適切に保存・管理することとし、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。

3．当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクの種別ごとに所管部署を定め、適切なリスク管理を行い、経営に重大な影響を与える可能性があるリスクについては取締役会に報告し、必要な事項を決議する。不測の事態が発生した場合には、「グループ危機管理規程」に基づき、当社および子会社にそれぞれ代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザリーチームを組織し、損害の拡大を最小限に止める体制を整える。

4．当社の取締役等および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 当社および主要な子会社は、取締役会の下、迅速な意思決定および権限・責任の明確化を図ることを目的として執行役員制度を有する。
⑵ 当社および子会社は、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社グループの経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に当社の執行役員等による経営会議によって審議し、その審議を経て取締役会において決議を行うものとする。
⑶ 当社および子会社の取締役会の決議に基づく業務執行については、各社の「業務分掌規程」および「グループ稟議規程」において、責任、執行手続きを明確にし、その実行を確実なものとする。
⑷ 当社グループは、「グループ稟議規程」を定め、業務執行に係る決裁権限および子会社から当社への承認・報告事項ならびにその手続きを明確にし、その実行を確実なものとする。
⑸ 当社グループは、事業年度ごとの事業計画を定め、各事業会社の達成すべき目標を明確にするとともに、取締役等は目標達成に向け責任をもって職務を執行する。

5．子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の当社への報告に関する体制
⑴ 当社グループは、原則毎月、当社の常勤の取締役および監査役等と子会社代表者による代表者会議を行い、各子会社における業務執行状況等の報告を行う。
⑵ 当社グループの「グループ稟議規程」に定められた事項について、子会社から当社への承認申請・報告を行う。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役の情報収集、資料整備等を補助するため、監査役室を設置し、監査役補助者を任命することにより、監査業務の効率化を図る。

7．当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役等からの独立性に関する事項
⑴ 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役等からの独立を確保する。
⑵ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

8．当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する体制
監査役補助者の監査役の職務の補助にあたっては、取締役等または組織の上長等の指揮命令は受けないこととする。

9．当社の取締役等および使用人が当社の監査役に報告するための体制、ならびに子会社の取締役等、監査役および使用人（又はこれらの者から報告を受けた者）が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
⑴ 当社の取締役等および使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役に適宜報告する。
⑵ 子会社の取締役等および使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当該子会社の監査役に適宜報告する。この報告を受けた当該子会社の監査役は、当社の監査役にこれを適宜報告する。
⑶ 当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役等および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人に対して報告を求めることができることとする。

10．当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役等および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人が、自らまたは当社の監査役からの求めに応じて当社の監査役に当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を行ったことにより不利益な取り扱いを受けることはない。ただし、故意または重過失によって事実に反する報告を行った場合はこの限りではない。

11．当社の監査役の監査費用に係る体制
当社の監査役が当社に対して監査の実施に係る費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

12．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 代表取締役と定期的な意見交換を実施し、また内部監査部門との連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。
⑵ 当社の監査役と子会社の監査役の定期的な意見交換を実施し、当社グループの監査業務の実効性を確保する。
⑶ 監査役からの要請がある場合は、関連各部署は必要な協力を行う。

13．財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備および運用に係る基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図ることとする。

14．IT全般統制
当社は、グループ全体の組織として、「情報セキュリティ委員会」を設置し、「IT全般統制ガイドライン」およびIT関連規程を遵守するための具体的方策の検討、実施計画、モニタリングおよび評価等を行う。

※取締役等とは、取締役および執行役員をいう。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業倫理規程」において行動規範、行動基準を示し、反社会的勢力に対しての利益供与はせず、また、不当な要求を受けた場合、毅然として対応し、一切関係を持たないことを掲げています。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、主管部署では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めています。さらに、各販売会社において、自動車販売に係る約款に、いわゆる暴排条項を導入するとともに、お客さまから注文を受ける際に反社会的勢力でない事の表明･確約書の提出を求めるなど、反社会的勢力との関係の遮断を徹底しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1．適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項

⑴ 経営者の姿勢･方針の周知･啓蒙等

経営者は上場会社としての責務である適時開示の重要性を認識し、ステークホルダーに対し有用な情報を適時適切に開示する方針を担当部署を通じ、社内に周知してまいります。

⑵ 適時開示に関する特性･リスクの認識･分析

当社は持株会社であり、その事業子会社および事業所は、主として都内に点在しております。

当社は、不適正な開示による市場の信頼の失墜が企業活動に及ぼす影響は多大なリスクであると考えております。不適正な開示が発生する原因は、前述の特性から起こることや担当者の瑕疵によるものであり、情報収集の徹底、担当者を含めた体制の整備を継続的に行う必要があります。

2．適時開示業務を執行する体制

⑴ 開示担当組織の整備

当社において、開示を統括する部署は法務･広報･IR部であり、法務･広報･IR部長が責任者となっております。

全社的な対応体制につきましては、グループ経営管理規程の下、全社から、その都度稟議書のコピーを法務･広報･IR部に提出させ、適時開示の要否を判断しております。

⑵ 適時開示手続きの整備

開示担当部署では、適時開示対象となる情報を法令、諸規則に照らし合わせた上、開示資料を作成し、部内でのチェックを経て、経理部などの管理部門の部署長、また、それらを担当する役員などで構成された開示委員会に諮ります。当社では、開示委員会での確認がされた資料を取締役社長に報告し承認を得た上で開示する手続きとしております。

